

# 第 41 回

## 東小川土地区画整理審議会

平成 18 年 6 月 22 日 (木)

午後 1 時 30 分 ~

焼津市議会庁舎 302 号室

## 第 41 回東小川土地区画整理審議会 次第

- 1 会長挨拶
- 2 課長挨拶
- 3 報 告
  - 会議録及び会議資料の公開について - 2 -
  - 平成 1 8 年度定期人事異動による職員紹介 - 9 -
  - 平成 1 8 年度当初予算の概要について - 10 -
- 4 議 事
  - 第 1 号議案 評価員の選任について（諮問議案） - 12 -
  - 第 2 号議案 第 23 回仮換地指定について（諮問議案） - 13 -
  - 第 3 号議案 審議会の会議の公開又は非公開の  
決定について - 15 -
  - 第 4 号議案 第 41 回東小川土地区画整理審議会の  
会議資料の公開又は非公開の決定について - 16 -

## 審議会等の設置及び運営に関する指針

### 1 趣旨

本市における審議会等の適正な設置及び効率的な運営を図るとともに、市政への市民参画を促進し開かれた市政を推進するため、審議会等の設置及び運営に関する指針を定めるものとする。

### 2 定義

この指針において「審議会等」とは、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関及び市民等の意見を市政に反映させることを目的として焼津市の規則、要綱等により設置する合議制の組織又は会議で附属機関に準ずるものをいう。ただし、次に掲げるものについては対象としないものとする。

- (1) 関係団体の連絡調整を主な目的とするもの
- (2) 市職員で構成する内部組織としてのもの
- (3) イベント等の一時的な事業を実施するために設置されるもの

### 3 審議会等の設置等

#### (1) 新設

法令の規定に基づき設置が必要な場合を除き、審議会等を新たに設置しようとする場合、その必要性を十分に検討し、次に掲げる場合に限り設置するものとする。

- ア 審議事項が既存の審議会等の所掌事項に含まれていない場合
- イ 既存の審議会等の所掌とすることが適当でないと認められる場合

#### (2) 統合

法令により設置が義務付けられているものを除き、設置目的、所掌事務が類似又は重複している審議会等は統合するものとする。

#### (3) 廃止

法令により設置が義務付けられているものを除き、次に掲げる審議会等については、廃止するものとする。

- ア 既に設置目的が達成されたもの
- イ 社会情勢の変化等により設置の必要性が低下しているもの
- ウ 活動が著しく不活発で今後の活動の見込みも少ないもの
- エ 他の手段等により代替可能なもの

### 4 委員の選任等

審議会等の設置目的又は所掌事務に照らして、その機能が発揮されるよう十分留意するとともに、各界、各層及び幅広い年齢層から委員を選任するものとする。

#### (1) 委員の構成

##### ア 男女委員の構成

委員の構成比率が男性又は女性のいずれかに偏ることのないよう、男性及び女性の割合がいずれも構成員数の40パーセントを下回らないことを目標と

し、平成19年度までに女性の登用率が30パーセント以上となるように努めるものとする。

#### イ 関係団体からの選任

関係団体への委員推薦の依頼に当たっては、当該団体の代表者に限らず、審議会等の所掌事務にふさわしい知識や経験を有した適任者が得られるよう配慮するものとする。

#### ウ 市職員の選任

市職員は、法令で特に定める場合又は審議会等の性質に照らしその専門的知識や経験等から必要となるもの等やむを得ない場合を除き、委員に選任しないものとする。

#### (2) 委員の定数

委員の数は、法令で特に定める場合、又は審議会等の所掌事項に照らし特に必要があると認められる場合を除き、原則として15人以内とする。

#### (3) 委員の任期

委員の任期は、法令で特に定める場合、又は審議会等の所掌事項に照らし特に必要があると認められる場合を除き、原則として3年以内とする。

#### (4) 委員の再任の制限

委員を再任する場合は、在任期間が引き続き10年を超えないものとする。ただし、専門的な知識、経験等を有する者が他に得られない場合など、特別な事情があると認められる場合は、この限りでない。

#### (5) 委員の兼務の制限

同一人が多数の審議会等の委員を兼ねることがないよう、兼務できる審議会等の数は、原則として5以内とする。

### 5 委員の公募

市民の行政への参画機会を拡充し、広く市民の意見を行政に反映させるため、積極的に委員の公募を行うものとし、公募の際の応募資格、選考方法その他必要な事項は、「審議会等の委員の公募に関する要領」に定めるところによる。

### 6 会議の運営

会議の公正性と透明性を確保し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた行政を推進するため、審議会等の公開や市民への的確な情報提供に努めるものとする。

#### (1) 会議の公開

会議は、原則として公開する。ただし、当該会議が焼津市公文書公開条例（平成4年焼津市条例第3号。以下「条例」という。）第10条各号に規定する非公開情報を含む内容について審議を行う場合は、会議の全部又は一部を公開しないものとする。

#### (2) 会議録の公開

ア 会議録は、会議終了後速やかに作成し、会議資料とともに公開するものとする。ただし、当該会議録が条例第10条の各号に規定する非公開情報を含む場合は、会議録の全部又は一部を公開しないものとする。

イ 会議資料の公開・非公開等については、当該会議において決定するものとする。

(3) その他

前2号に定めるもののほか、会議の運営及び公開について必要な事項は、「審議会等の会議の公開に関する要領」に定めるところによる。

7 施行期日

この指針は、平成18年4月1日から施行する。

## 審議会等の会議の公開に関する要領

### 1 趣旨

この要領は、市政の市民参画と情報の共有化を更に進め、公正で透明性の高い開かれた市政を推進するため、審議会等（「審議会等の設置及び運営に関する指針」に規定する審議会等をいう。以下同じ）の会議の公開について必要な事項を定めるものとする。

### 2 会議の公開基準

会議は原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 当該会議が焼津市公文書公開条例（平成4年焼津市条例第3号。以下「条例」という。）第10条各号に規定する非公開情報に該当する内容について審議等を行う場合
- (2) 公開することにより、公正又は円滑な会議の運営が阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

### 3 公開又は非公開の決定

- (1) 会議の公開又は非公開の決定は、2の会議の公開基準に基づき、当該審議会等が決定するものとする。
- (2) 審議会等は、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

### 4 公開の方法

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等は公開する会議において傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) その他審議会等の会議の傍聴について必要な事項は、当該審議会等の所管課において定めるものとする。

### 5 会議開催の周知

審議会等は、公開する会議の開催に当たっては、当該会議開催日の概ね1週間前までに、次に掲げる事項を市の広報紙及び市のホームページに掲載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 審議事項（議題）
- (5) 傍聴の定員
- (6) 傍聴の受付期間

- (7) 審議会等の事務局の問い合わせ先
- (8) その他必要な事項

## 6 会議録の作成

- (1) 審議会等の事務局は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録を作成しなければならない。
- (2) 会議録の作成に当たっては、当該会議における審議内容、審議経過等を市民が十分理解できるように努め、次の事項を記載するものとする。
  - ア 会議の名称
  - イ 開催日時
  - ウ 場所
  - エ 会議の公開の可否
  - オ 傍聴者数（公開の場合）
  - カ 非公開の理由（非公開、一部非公開の場合）
  - キ 出席委員
  - ク 議題
  - ケ 審議等の内容
  - コ その他必要な事項

## 7 会議録の公開

- (1) 会議録（会議資料を公開する場合は、会議資料を含む）は、作成後速やかに公開するものとする。ただし、条例第10条各号に該当すると認められる事項が記載された部分については、この限りでない。
- (2) 会議録及び会議資料の公開は、公文書公開コーナーにおける閲覧及び市のホームページへの掲載により行うものとする。

## 8 特別の定めのある場合の取扱い

審議会等の会議の公開等について法令に特別の定めがあるときは、その定めるところによるものとする。

## 9 公開に関する事務の所管

公開に関する事務は、審議会等の所管課が行うものとする。

## 10 施行期日

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

## 焼津市情報公開条例（抜粋）

平成 18 年 3 月 23 日

条例第 2 号

焼津市公文書公開条例（平成 4 年焼津市条例第 3 号）の全部を改正する。

## （公文書の公開義務）

**第 7 条** 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関若しくは県の機関の明示の指示その他これに類する行為により、公にすることができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（[国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項](#)に規定する国家公務員、独立行政法人等（[独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項](#)に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、[地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条](#)に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（[地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項](#)に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、

法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の機関の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関又は国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、徴税又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

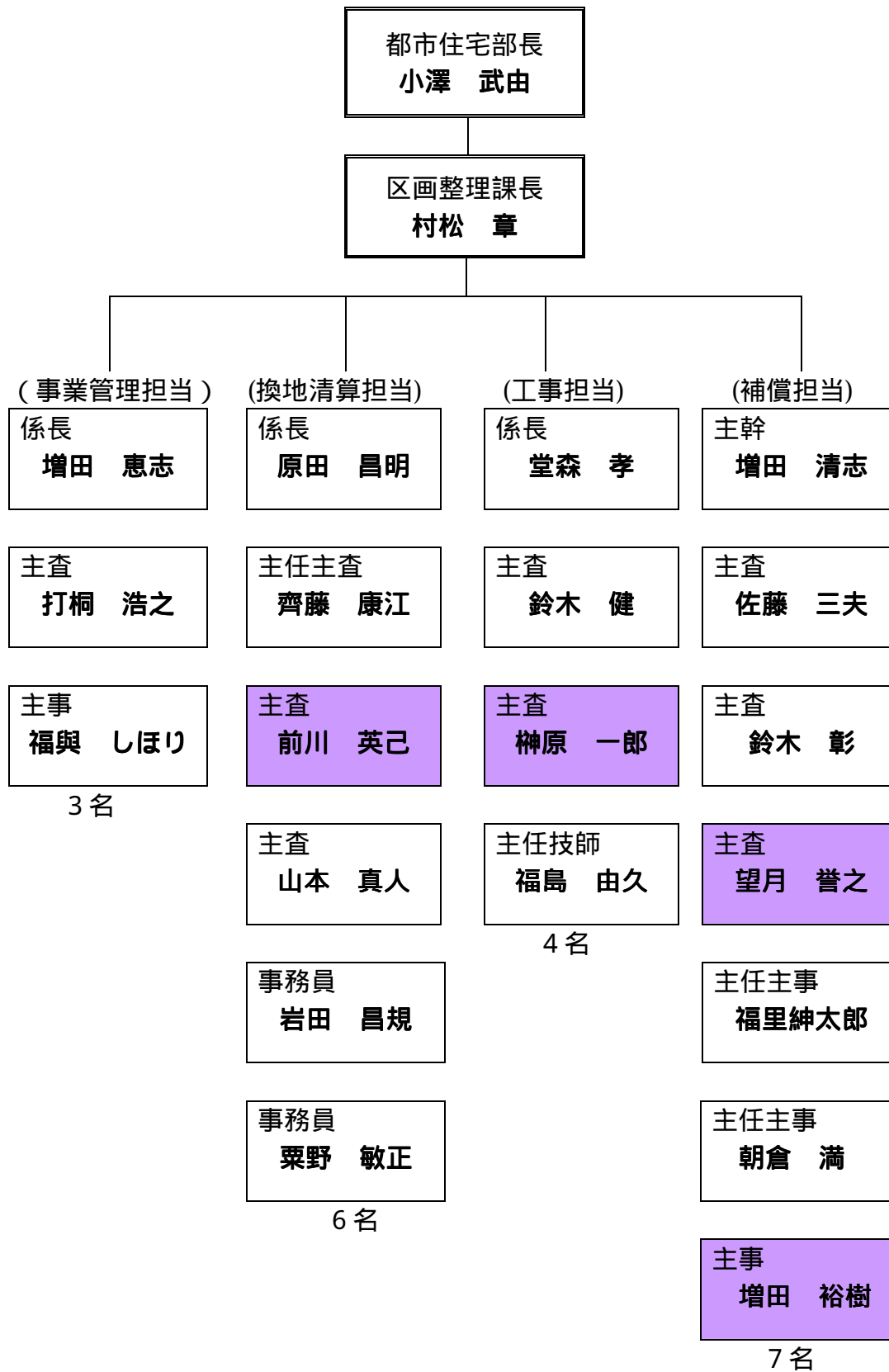
イ 契約、交渉、渉外又は争訟に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ


ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

## 平成18年度都市住宅部区画整理課の職員配置表



 新規配属

報告事項2

平成18年度東小川土地区画整理事業費予算概要

事業区分		A B C			H18当初予算説明		補助率等		上段(国費)	
国庫補助	土地区画整理事業費	H18年度当初	H17年度当初	当初比較A-B	H18当初予算説明	補助率等	上段(国費)	下段(市費+起債)		
	通常事業費	20,000	20,000	0	移転補償 事務費	国5.0/10	10,000	10,000		
	臨時交付金事業費	115,000	80,000	35,000	小川堅小路線ほか道路築造工事 建物等調査積算委託料、移転補償、事務費	国5.5/10	63,250	51,750		
	まちづくり交付金事業費	176,200	110,400	65,800	区画道路築造工事 移転補償、事務費	国4.0/10	70,480	105,720		
地方特定	土地区画整理事業費	103,000	28,000	75,000	区画道路築造工事、整地工事 移転補償、事務費	起債				
市単独	土地区画整理事業費	19,921	13,355	6,566	工事(付帯工事、維持修繕工事、安全施設工事、原材料) 委託料(換地諸費、建物積算) 補償(101条補償、ガス管移設、水道管仮設) 使賃料(土地借上げ、建物借上げ)、事務費外					
	合計	434,121	251,755	182,366	幹線道路築造250m、区画道路築造330m 移転補償 16件		19,921	143,730	290,391	

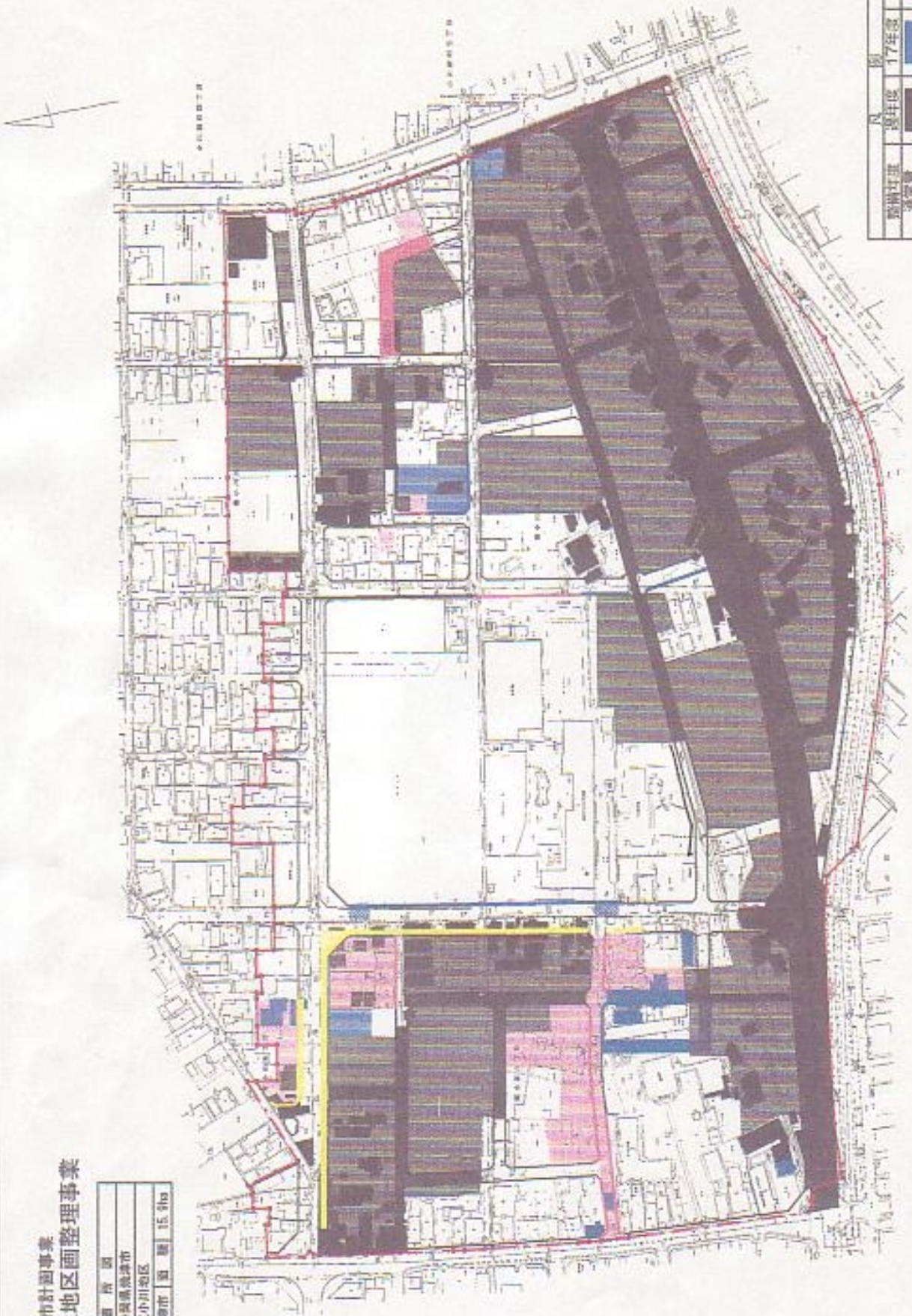
平成17年度繰越事業

事業区分		E		事業進捗率(見込)	
国庫補助	土地区画整理事業費	翌年度繰越額	説明	補助率等	事業進捗率(見込)
	臨時交付金事業費 (80,000)	25,400	移転補償	国5.5/10	H18年度未予定(H17繰越含) 約59.4%
	まちづくり交付金事業費 (116,400)	4,450	移転補償	国4.0/10	
地方特定	土地区画整理事業費	3,500	移転補償	起債	
	現年+繰越計	467,471	幹線道路築造250m、区画道路築造330m 移転補償18件		

審議会資料

志太広域都市計画事業  
東小川土地区画整理事業

位置	静岡県浜津市
地区名	東小川地区
事業主体	静岡県 面積 15.9ha



郡市町区	18年度	17年度	18年度
通常費	■	■	■
交付金	■	■	■
交付金	■	■	■
交付金	■	■	■

第 1 号議案

評価員の選任について

志太広域都市計画事業東小川土地区画整理事業における評価員に下記の者を選任したいので、土地区画整理法第 65 条第 1 項の規定により貴審議会の同意を求めます。

記

望月 八千代

焼津市西小川五丁目 6 - 2  
( 静岡地方法務局焼津出張所長 )

平成 18 年 6 月 22 日

志太広域都市計画事業東小川土地区画整理事業  
施行者 焼 津 市  
代表者 焼津市長 戸本 隆雄

第 2 号議案

第 23 回仮換地指定について

別冊仮換地指定調書のとおり仮換地を指定したいので、土地区画整理法第 98 条第 3 項の規定により貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 仮換地指定調書（第 23 回） 別冊のとおり
- 2 仮換地指定図面（第 23 回） 別冊のとおり

平成 18 年 6 月 22 日

志太広域都市計画事業東小川土地区画整理事業

施行者 焼津市

代表者 焼津市長 戸本 隆雄

# 東小川土地区画整理事業 仮換地指定進捗率表 18-015資料

平成18年6月22日現在

整理前宅地地積（基準地積）（㎡）	134,418.13
------------------	------------

仮換地指定された従前地積（基準地積）					
指定回	指定日	面積(㎡)	率(%)	累計面積(㎡)	累計率(%)
第1回	平成8年2月1日	634.30	0.47%	634.30	0.47%
第2回	平成9年9月19日	6,147.78	4.57%	6,782.08	5.05%
第3回	平成10年3月4日	24,696.28	18.37%	31,478.36	23.42%
第4回	平成10年7月31日	3,766.95	2.80%	35,245.31	26.22%
第5回	平成10年10月12日	1,673.00	1.24%	36,918.31	27.47%
第6回	平成11年3月1日	4,949.97	3.68%	41,868.28	31.15%
第7回	平成11年4月30日	3,655.33	2.72%	45,523.61	33.87%
第8回	平成11年7月19日	20,264.21	15.08%	65,787.82	48.94%
第9回	平成11年12月24日	12,121.14	9.02%	77,908.96	57.96%
第10回	平成12年5月10日	指定変更のみ		77,908.96	57.96%
第11回	平成12年10月30日	6,812.19	5.07%	84,721.15	63.03%
第12回	平成13年8月13日	2,892.52	2.15%	87,613.67	65.18%
第13回	平成13年10月2日	5,441.05	4.05%	93,054.72	69.23%
第14回	平成14年1月11日	6,252.23	4.65%	99,306.95	73.88%
第15回	平成14年5月22日	1,281.55	0.95%	100,588.50	74.83%
第16回	平成14年12月18日	4,254.98	3.17%	104,843.48	78.00%
第17回	平成15年3月26日	6,200.68	4.61%	111,044.16	82.61%
第18回	平成16年5月12日	6,274.81	4.67%	117,318.97	87.28%
第19回	平成16年11月10日	1,194.80	0.89%	118,513.77	88.17%
第20回	平成17年3月30日	2,497.13	1.86%	121,010.90	90.03%
第21回	平成17年6月27日	2,246.67	1.67%	123,257.57	91.70%
第22回	平成18年4月7日	4,287.17	3.19%	127,544.74	94.89%
第23回	平成18年 月 日	1,456.80	1.08%	129,001.54	95.97%

第3号議案

審議会の公開又は非公開の決定について

審議会等の会議の公開に関する要領3の規定により、下記のとおり、東小川土地区画整理審議会の会議の公開又は非公開について決定するため、貴審議会の議決を求めます。

記

1 公開または非公開の決定

東小川土地区画整理審議会の会議は非公開とする。

2 非公開とする理由

焼津市情報公開条例（平成18年3月23日条例第2号）第7条第2号に規定する非公開情報を審議することから、非公開とする。

平成18年6月22日

志太広域都市計画事業東小川土地区画整理事業

施行者 焼津市

代表者 焼津市長 戸本 隆雄

第4号議案

第41回東小川土地区画整理審議会の会議資料の

公開又は非公開の決定について

審議会等の設置及び運営に関する指針6(2)イの規定により、下記のとおり、第41回東小川土地区画整理審議会の会議資料の公開又は非公開について決定するため、貴審議会の議決を求めます。

記

1 公開とする会議資料

第41回東小川土地区画整理審議会の会議資料は公開とする。

ただし、会議資料12ページ第1号議案における評価員の選任対象である者の氏名、住所、肩書きの部分については、焼津市情報公開条例(平成18年3月23日条例第2号)第7条第2号に規定する非公開情報に該当するため非公開とする。

2 非公開とする会議資料

別冊仮換地指定調書(第23回)及び別冊仮換地指定図面(第23回)については、焼津市情報公開条例(平成18年3月23日条例第2号)第7条第2号に規定する非公開情報に該当するため非公開とする。

平成18年6月22日

志太広域都市計画事業東小川土地区画整理事業

施行者 焼津市

代表者 焼津市長 戸本 隆雄